

稿本『南嶋探験』の成立事情

東, 喜望

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

8

(開始ページ / Start Page)

145

(終了ページ / End Page)

172

(発行年 / Year)

1981-06-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002835>

稿本『南嶋探験』の成立事情

東 喜望

周知のように、『南嶋探験』は、元弘前藩士笹森儀助が明治二十六年、約五カ月半の日数をかけ、沖繩本島はじめ宮古・八重山諸島、奄美諸島を踏査・探検した記録である。ここには、当時の沖繩・奄美の民情や行政の実態と、沖繩の歴史・民俗が克明に記録されており、南島の歴史や島民の生活を
知る上で、貴重な資料である。

『南嶋探験』の現存原本(稿本)については、乙・丙の二種があり、丙は乙の転写本たること、また関係諸本の一に、『南嶋探験記発端』のあること等は既に紹介したことがある。⁽¹⁾ここでは、その後の原本及び関係諸本の考察によって明かした、『南嶋探験』の成立の経緯に関わる諸点と笹森儀助のこの踏査・探検の目的や性格について、管見の及ぶところを報告しておきたい。

青森県立図書館蔵『南嶋探験』乙(自筆稿本・本文四一五丁)がその刊本(明治二十七年五月三十一日発行・私家版)の底本たること、またこの乙本には校訂者による無数の付箋が施され、筆者自身による多くの添削(推慈)が加えられていること等については既に指摘した。今、それらの全てを掲げることが不可能であるが、添削箇所は、凡そ部分的修正を施した箇所と大幅に削除した箇所、全面的に改稿した箇所とがある。部分的修正・改稿箇所は、概ね事実誤認の訂正や修辭上の添削を施したもの、差別用語の訂正、特定の個人に関わる叙述の削除等がある。ただ、数行ながら中央政府の沖繩鎮庄に関する記事や人頭税未納者に対する弾圧の実態暴露・天皇に対する直言等を削除した箇所もある。

ここでは、特に、大幅な(少なくとも半丁以上)削除箇所についてふれておきたい。一例を示せば次の通りである(へ内、削除箇所)。

是ヨリ先第六師団長北白川宮能久親王殿下ニハ本月十九日御着県 爾來沖繩各地御巡覽アラセラレタリト(始メ殿下ニハ尚氏ヲ問ヒ其祠廟ヲ展スル等務メタリト云フヘシ 数日ノ后地方高等官及尚氏ノ重ナル門閥家六七名へ招請状ヲ御旅館ヨリ発セラレタルモ尚氏ノ一類一人トシテ其饗燕ニ侍スル者ナシト云フ 又タ殿下御巡廻用トシテ召サレタル駕籠ハ初メ県庁心配ニテ尚氏備付旧藩玉用借用方依頼セシニモ拘ハラス只無シト云フテ断ハレリ 然ルニ殿下御出起ノ期ニ望ミ更

ニ又有リトシテ持込メリ 前後矛盾何等ノ無礼ナルヤ 後数日地方慣用ノ駕籠御望ニテ尚氏乗物ハ返サレタリト云フ 又同宮各所巡覽セラルノ際那覇市街地ハ拝觀人堵ヲ成スヲ以テ警部巡査總出ニテ拝觀敬礼式ヲ教ルモ頑然タル球人巡査ニ抵抗スル者アリ 而シテ尚氏一門輩通行スルアレハ地ニ拝伏シテ敬意ヲ表ス 故ニ他府県人在球ノ者ハ其不敬ヲ憤ラサルモノナシ 噫此二三件ニ就クモ首里那覇人ノ我ニ対スル感情ノ何如ヲ洞見スルニ余リアルヘシ 之レニ反シテ師範学校中学校以下各村学校生徒等ヲ初メトシテ……

(本文七六丁ウ九行―七七丁ウ一行・六月二十五日)

以上は、本土皇族に対する、沖繩の旧王家尚氏一門と那覇・首里出身者の反感を描いた部分であり、置県後の島民感情や尚氏と皇族との確執をも記録して貴重である。

また、六月五日の条には、凡そ四丁にわたる削除があり、同箇所では、所謂、黒党・頑固党・開化党の派閥抗争と、沖繩の対清関係の実態が記され、明治七年以降の清国への密航者が百六十五名あり、現在の清国在留者も二十四名に及ぶこと、しかも彼らは福州官衙より食費(一日四錢五厘)・旅費(六円)の支給を受け、中には密航に際して尚家から数千円の援助を受けた者のあることが指摘されている(本文二四丁ウ一〇行―二八丁ウ二行)。儀助に、沖繩の対清関係の調査を強く要請したのは、陸羯南であるが、この対清関係については、中央の政・官界に於ても重要な関心事であったことは、當時の新聞に徴しても明らかである。

儀助は機会あるごとに、このことについての調査を進めており、例えば六月三十日には警察本部保安課長・警部長に面会し、沖繩旧士族の支那遵奉者が、渡清すれば清国は軍艦を派遣して、沖繩の帰属問題につき日本と談判を開くという風聞を流していることや清国への脱走を望む者のあることなどを聴取している(本文七九丁オ五行―同ウ六行)。また、七月三日には県庁の誌料取調専任津川氏を訪ね、同氏より旧来の琉球史が故意に日本との関係を湮滅して叙述していないこと(本文八三丁オ一〇行―同ウ五行)や日本を警戒すべしと中国(明)から送られてきた数多の忠告の書が現存することなどを聴取している(本文九五丁オ一行―同ウ八行)。

これらは、沖繩が未だ完全には日本へ馴化していない、いわば不穏な状況を儀助が確認していることを示したものであるが、そういう彼が知事奈良原繁に沖繩施政の方策を問うていることは興味深い。九月二十五日の条の一節に次のごとくある(へ内、削除箇所)。

從來ノ長官モ琉球人ハ丁寧ニ保護スルモ皆其ノ無感覺ニ嘆息セザルナシト 若シ前陳セシ懐柔ノ徳ハ未タ施ス可カラストセハ断然王族全家ヲ挙ケテ東京ニ移住セシムルノミ 二ツノ中其一ヲ撰ハサルヘカラス へ知事云フ 未タ政府ノ意見ハ伺ハサルモ先ツ懐柔ノ方針ヲ取ラン 是知事ト儀助ト私届交上ノ談ノミ 政府如何ノ方針ハ潜心一途ニ帰スルヲ切望ス 又タ曰ク外交ノ要最モ慎重ニアリ 我カ沖繩県ニ対シ旧慣ヲ重スルハ其民度未タ他府県ニ及ハサレハナリ 然レトモ永ク放棄シ琉球全体ノ洪福を賦フ可カラス 爰ニ於テ乎有為ノ責任者ハ改正

意見ヲ政府ニ陳スルモ想フニ内部ヲ顧ミテ对清策ヲ考セズ 是政府ニ向テ要領ヲ得サル所以ナルヘシ 余故ニ曰ク琉球ノ改正ヲ希図スル先覚者ハ宜シク先ツ对清策ヲ講究シテ政府当局者ノ意ヲ強フスヘシ 茫漠タル改正按ノ如キハ独リ政府ノ同意ヲ得サルノミナラス恐クハ在野ノ識者モ信セサルヘシ 然ラハ对清策如何 曰ク琉球開闢以来ノ実証ヲ例拳シ誠ニ我カ日本ニ属スヘキ所以ヲ表証ス可シ 是レ其第一ノ方法ナリ云々 実蹟証左セハ仮令支那ハ大国ト雖トモ琉球士族挙ケテ清ニ嘆願スルモ何ノ恐レカアラン 是レ之ヲ講究スルハ改正第一着ノ法方トナスベシ

(本文三一五丁ウ八行―三一六丁ウ五行)

これによって、奈良原が琉球処分後の旧王家一族の措置については、懐柔策をとり、对清策については教化によって日本への帰属の正当化を図ろうとしていたことが明らかとなるが、以上に掲げたところは、前述したように、全て筆者自ら削除した箇所である。

これらの他に、大幅に削除された箇所とその内容の要点を示せば次の通りである。

。七月四日の条・本文九六丁オ三行―同ウ六行

前掲津川氏の談ハ県庁に史料取調課を置く必要のあること。また尚家所蔵史料に対して、調査の権限を与うべきこと。

。八月二十一日の条・本文二二丁ウ一行―同二〇行

「先鳥々政に関する意見」が、八重山役所長太田祥介氏の提示せる意見書なるを明記。

。八月二十五日の条・本文二五二丁ウ八行―二五二丁ウ六行

宮古島に於ける旧土族と平民の軋轢、同島役所吏員と役所長太田謙吉氏の業務怠慢を指摘。

。九月六日の条・本文二六八丁ウ六行―二六九丁オ一行

元裁判所書記木村三郎氏談・西村知事が東京に強制移住させられた尚泰の一時帰省を政府に懇請したこともあるにかかわらず、未だ尚氏の薄情なること。

。九月二十一日の条・本文三一〇丁ウ九行―三一丁ウ二行

岡野検事正の談・尚泰東京強制移住の可否。旧土族、支那へ復藩願奉皇の噂あること。

。九月二十七日の条・本文三二四丁オ六行―三二五丁オ四行

程順則・蔡温の事蹟。(後述の挿入付箋により、既掲のため削除)

。付録・三九七丁ウ九行―三九八丁オ六行(丁数は本文に続く。以下同じ)

軍艦海門の艦長に対し、県庁吏員、大東島巡視の要なしと拒否せし理由。

。付録・三九九丁オ八行―同ウ四行

軍艦の南大東島探検が粗雑なるに對する批判。

。付録・四〇〇丁オ五行―同ウ

海軍省批判・国境の島嶼探検を放置し、明治二十五年七月漸く軍艦海門が探検せしもその調査不充

分なること。

。付録・四〇八丁オ六行―同ウ

内務・外務両相批判・明治十八年十二月五日、無人島に国標建設の要なしと通達を出し、未だ何らの施策なきこと。

大幅削除箇所は以上の通りであるが、これによって明らかのように、筆者は、沖縄の政治的内情及び対清関係を露骨に表現した箇所や国防問題に関連して政府を批判した箇所、県行政の不備を鋭く指摘した箇所、特定の個人の政治的発言を明記した箇所等を大幅に削除しており、このような推敲の姿勢は部分的修正を施した箇所に於ても一貫していることを指摘しておきたい。

問題なことは、なぜこのような修正・削除を行なわねばならなかったかということであるが、この問題にふれる前に、原本についての次の事実を指摘しておきたい。

二

原本の付箋は、上欄・下段に付されたものと本文中に挿入(または貼布)したものとがある。上欄付箋(朱記)は、概ね民政に関する記事の要点を示したもので、筆者はこの要点を更に追加して上欄に書入れてあり、刊本ではこの要点が頭注のかたちで示されている。下段付箋は、破損したものや判読不能のものも多いが、判読可能な残片を見ると、それらは辞句訂正の指示と叙述や内容上の問題点を指

摘したものである。例えば、原本三十五丁(ウ)下段に次の如き付箋がある。

首里ヨリ那覇ニ至ルノ間男女群ヲ為シテ路傍ニ徘徊ストハ何レノ地力甚タ解シ難シ 琉球ノ男女ノ席ヲ分ツ頗ル嚴 親族相逢モ男女途上ニ語ヲ交ユルカ如キハ極メテ稀ナリ 況ンヤ男女相携テ徘徊スルカ如キハ絶テ見サル所ナリ 著者ノ見ラレシハ或ハ遊廓ニ非サルナキカ 遊所ハ旧來那覇ニ在リ 有名ナル政治家蔡温モ他ノ風俗ヲ保タンカ為メニ存娼ヲ止ムヲ得サルモノトシ道学家程順則モ娼娼ヲ唱ヘサリシハ所以アルナリ 今日ニ於テ上下一般墮墮穴隙ノ風ナキハ反テ遊所アルカ為メナラン 男女相携ヘテ途上ニ徘徊スルハ尾類ト称スル娼女ニ限ル 良家ノ女ニ非サルナリ 一見以テ淫風ノ盛ト為スハ恐ラクハ皮相ノ見

これは、儀助が明治二十六年六月十三日、元・八重山役所長西常央氏宅を訪ね、その帰途(首里から那覇に至る間の路傍)実見した、深夜の淫風を描いた記事に対する批判である。儀助は初めこの批判に承えて、該当記事を全て削除したが、印刷の段階で再びこれを採用している。観察事実を重視する儀助の態度を窺わせる箇所である。

前稿(S)に於てもふれたように、原本には、約一丁にわたる付箋が、表紙に次ぐ最初の部分に挿入されており、そこにはこの原本(稿本)全体を精読した者の忌憚なき意見が記されている。また、前述の上欄・下段付箋をつけたことが明記され、筆蹟も上欄・下段付箋と一致するところから、この冒頭の挿入付箋は明らかに校訂者の記したものであることがわかる。

ところでここに一つの問題がある。本文の中には、三十数カ所に付箋が挿入・貼布(一部下段)されており、儀助はそれをそのまま本文の記事として活かしているが、その殆どは他筆だということである。これらの付箋を仔細に検討すると、その筆蹟は明らかに校訂者のものであり、校訂者が筆者儀助の叙述に対して補筆または「教示」するために挿入した付箋であることがわかる。

例えば、本文三十四丁オ四行から十行にわたっては(各行ごと)に区切って表記す・前半略す)

又古代琉球ノ通貨鳩目銭ナル者ヲ示ス 其形鳩ノ目ニ

似タリ 故ニ名クト 円形径二分五厘位中位ニ穴アリ 薄片紙ノ如

鏗銭ニシテ木皮ノ織尖糸ニ貫ク 脆弱ニシテ流用ヲ為スヤ否

ヲ疑ハシム 必竟スルニ琉球閩嶋小量ノ鉄ヲ産セス 故

ニ他府県又ハ支那ニ原料ヲ仰クヲ以テ爰ニ至ルカラ追想

セシム△―

又タ茶褐色糖ヲ見ル 黒糖ヲ改良セル也 其状角糖ニ擬シ

と書かれているが、右の九行目下から朱線(△―)を下してつなぎ、次の如き他筆の下段付箋を記事として採用しているのである(六月十二日の条)。

△(悉) 或人曰ク鳩目銭ハ通貨ニアラス 冊封使渡来ノ節ニ限り一時使用スル由ナリ 其故ハ

冊封使随従ノ者支那ヨリ携フル所ノ物品ヲ高価ニ鬻キ琉球ノ物品ヲ低廉ニ買フ故自然差金ヲ生シ

其錢ヲ支那へ持帰ラレテハ經濟上困難ナリトノ考ヨリ現金即銅ヲ国外ニ出サヌ為メ造リシモノニシテ鳩目錢ニテハ支那へ持帰り通用セサル故是非物品ニ交換シテ帰ルヲ例トス 当時經濟上至極ノ好案トシテ稱セラレタルモノナリ 一厘錢ヲ五十文トシ二錢ヲ一貫文ト稱セシモ蓋シ此項ヨリ始マリシニハ非サルカ 鳩目錢ハ普通ノ通貨トシテ其脆弱一見シテ用ニ堪ヘサルコト明カナリ (刊本・P 37—P 38)

また、校訂者が筆者の叙述に対して意見を記すために挿入した付箋を若干添削して記事として採用したところもある。例えば、本文五十三丁ウ二行目から六行目にかけては(六月十九日の条・末部)、次のように筆者自ら記しているが、

奥村ハ戸數百二十九戸 此一村屋ニ役人ハ十四人 則チ掟一 總代七 山当三 耕作当二 作事一 小使一ト云フ 嗚呼隣村トハ云ヘ百二十九戸ノ村ニ村吏十四人ノ多キアリ(民政ノ局ニ当ル者冗費節減ノ法ヲ講スル一日モ緩フスヘケンヤ)

これに対し、校訂者は次のごとき付箋を七行目に貼布挿入して自己の意見を述べている。

〔単ニ村吏ノ名ヲ聞キ未タ其性質ヲ究メスシテ直チニ減負説ヲ唱フルハ恐クハ皮相ノ見タルノ嫌ヒナキカ〕總代ハ内地町村ノ区長ノ如ク山当及耕作当ハ常設委員ノ如シ 何レモ名譽職ニシテ概ネ給料手当等ヲ給セス 人頭割ヲ除キ勤功ニ依リ銀簪ヲ賜フノ旧慣ナリ 佐事ハ村内ニ事ヲ通スル使丁ニシテ吏員ニアラス 只掟一人ハ有給ナリト雖モ官民給合シテ年俸僅カニ四五石ニ止マリ

一ヶ月四斗内外ニ過キスシテ名ハ有給ナルモ其実ハ殆ント名譽職ニ異ナラズ 如此薄給又ハ無給ニシテ何故吏員タラント欲スルカト云ニ其目的一ハ他日累進シテ擢オズ庫理ト為リ一ハ勤功ニ依リ赤冠銀簪ノ榮ハ猶ホ内地維新前ニ於ケル佩刀免許ニ優ルコト數等、平民ノ名譽此上ナキ事ナリシナリ 原来立国ノ大本タル頗フル經濟ニ注意シテ士族及村吏ノ如キモ多クハ無給ニシテ之ヲ使用シ星功ヲ以テ収入アル心付役ニ任シ若クハ冠簪ノ位階ヲ賜フノ制ノ如キハ突ニ蔡温等ノ功ニ婦セサル可ラス(内地ノ町村ニ於ケルモ村長助役収入役其他付属ノ吏員ヨリ区長委員ノ類)会スレハ其類蓋シ琉球ト大差ナカルヘシ 其弊ヲ見テ其性質ヲ究メス 漫然改正ヲ望ムカ如キコトアラハ恐ラクハ蔡温地下ニ泣クナルベシ 全篇ヲ通読スルニ著者ノ意蓋シ斯カル輕躁ノ言ヲ為スモノニ非サルカ如シト雖モ只惜ムラクハ調査ノ日淺クシテ其真相ヲ究ムルノ邊ナカリシニ婦セスンバアラス頗ル遺憾トスル所ナリ(□は判読不能箇所。刊本・P 64)

この付箋は筆者に対する批判であり、沖繩に対する校訂者の自信のほどを窺わせているが、筆者は前掲二文のへくの部分を削除し、この付箋の前に「或人吏員ノ性質ヲ解テ曰ク」と補筆した上で、この付箋の一部を記事として取りこんでいる。尚また校訂者が筆者の叙述を全面的に改訂した部分もある。「南嶋事務私見」冒頭の記事(本文三七三丁オ切貼り・「琉球ハ古来……先島ニ施設ノ要項ヲ挙ケレハ左ノ如シ」刊本・P 48)などがこれにあたるが、このような側面から見れば、『南嶋探験』の記事の一部は、校訂者との、いわば合作に拠って成っていることがわかる。

以上のごとき、挿入付箋・書入れ等によって、校訂者が補筆した箇所（前掲を除く）を示せば次の通りである（算用数字は刊本の頁数を示す）。

- 。六月二十日の条・本文五四丁ウ挿入付箋
- 「或人曰ク協議費ハ……沖繩相応ノ事ナリ」(P 65—66)
- 。六月二十四日の条・本文六九丁オ挿入付箋
- 「或人解シテ曰ク石敢当ハ……民居云々」(P 84—85)
- 。六月二十四日の条・本文七六丁ウ下段付箋
- 「或人曰ク手跡ノ起因ハ……概シテ結婚後生子ヲ期トナス」(P 94)
- 。七月三日の条・本文八四丁ウ・書入れ
- 「当時王命ヲ受ケテ……其説ヲ敷衍シタルニ過サルナリ」(P 102)
- 。七月三日の条・本文九一丁オ挿入付箋
- 「或人曰此記録ニ署名セル……誤レル者ト謂フヘシ」(P 110—111)
- 。七月三日の条・本文九一丁ウ挿入付箋
- 「或人又曰慶長ノ役ハ……萬民震ヒ懼レシトナリ云々」(P 111—112)
- 。七月四日の条・本文九四丁ウ挿入付箋
- 「又本県人ハ中山世譜ヲ以テ……見ルヘキモノニ非ズ故ニ能ク」(P 117)

- 。七月二十三日の条・本文一五二丁ウ挿入付箋
- 「(渴) シテ止マス……渴ヲ医スルヲ得タリ」(P 188—189)
- 。八月六日の条・本文一八七丁オ挿入付箋
- 「或人曰忠君愛國ノ説……沙汰ノ限リト云ベシ」(P 236)
- 。八月二十四日の条・本文二三七丁ウ挿入付箋
- 「或人曰ク先島ヲ一巡セシ者……再演スルニ至ラン」(P 302—303)
- 。八月二十四日の条・本文二四九丁ウ挿入付箋
- 「其他古来唱ヘ来ル地名人名ノ如キ……事実ナリ」(P 318)
- 。九月二日の条・本文二六五丁ウ挿入付箋
- 「或人曰ク沖繩ノ武器ト称スルモノハ……防クコトヲ得ン云々」(P 339)
- 。九月二日の条・本文二六六丁オ挿入付箋
- 「或人曰尚真正大永年中……蔽蔽セシニ過キス」(P 340)
- 。九月四日の条・本文二六七丁オ挿入付箋
- 「歎嗚極リナク……織月ヲ踏ンテ客舎ニ帰ル」(P 342)
- 。九月十七日の条・本文三〇一丁オ挿入付箋
- 「或人曰論者動モスレハ……旧慣改良論者宜シク再思シテ可ナリ」(P 386—387)

- 。九月二十日の条・本文三〇七丁オ切貼し三〇九丁オ五行、校訂者述
 「旧藩制度ニ依レハ士ノ階級ハ……詩教章ハ茲ニ略ス」(P 395-399)
 。九月二十日の条・本文三一〇丁ウ三行ノ同八行書入れ
 「余帰京後或人ニ就キ……首里トハ申也 且序文ヲ左ニ挙ク」(P 400-401)
 。九月二十日の条・本文三二〇丁ウ挿入付箋
 「琉球國中山世鑑序……後胤大嶺巨象賢撰」(P 401-402)
 。九月二十七日の条・本文三二三丁オ下段付箋
 「或人曰ク昔某ノ按司……稀ナリ」(P 415)
 。九月二十八日の条・本文三二八丁オ書入れ
 「或人曰ク永正八年尚真王……埋ムル所ナリト」(P 421)
 。十月十二日の条・本文三五九丁ウ挿入付箋
 「大業六年陳稜等ヲ遣シ……事実ナリトス」(P 463-464)
 。十月十六日の条・本文三六七丁ウ挿入付箋
 「大島風俗ノ概要ヲ挙レハ……一大快樂トス」(P 473)
 。南嶋事務私見・本文三七九丁オ挿入付箋
 「中山世鑑慶安三年……鎮西八郎為朝公ノ男子也」(P 490)

以上によって、『南嶋探験』乙・初稿の内容・叙述の両面にわたって、校訂者が深く関与していることがわかる。儀助は明治二十六年の大晦日にこの初稿一六二丁を仕上げているが、これを以てい(6)えば、初稿の完成したのは翌二十七年二月の中旬頃と思われる。その後、某人の校訂を受けたものと考えられるが、前述したように、この校訂者は個々の内容・叙述に関して、随所で意見を述べ、更に総括して「書中動モスレハ片言ヲ信シテ直チニ憤慨シ或ハ表面ノ宿弊ヲ見テ深ク其真相ヲ究メス直チニ改革ノ断案ヲ下スカ如キハ皆熱心ノ余ニ出ツルモノ、如シト雖モ他ノ老成素朴ノ言ニ似ス 著者ノ為メニ頗ル遺憾トスル所ナリ」(本文冒頭挿入付箋の一節)として鋭く儀助を批判している。

儀助が、前述のごとき修正・削除を施したのも一には、校訂者のこの批判に応えたものであるが、校訂者は当時の政・官界に対する配慮から儀助を批判したものと思われる。対清策の問題を詳述した箇所(本文三二六丁オ・前掲)の上欄に、儀助自ら「外交ノ事ハ暫ク割ル方然ルヘシ」と書入れて、該当記事を大幅に削除し、国政を論じた「緒言」初稿(八丁)の上欄に「清夜熟読スレハ仮面政事家ニ似タリ故ニ之ヲ除ク」として、この緒言を改稿していることなどに、そうした校訂者の意見を容れた形跡がうかがえるからである。

三

儀助が沖繩・奄美の踏査をおえ、帰郷して直ちに執筆したのが『南嶋探験記発端一名琉球漫遊記』で

ある。これは前掲「緒言」初稿の底本となつたものである（両書は叙述に若干の異同あるも内容は殆ど同一）が、同書の一節に次のごとくある。

本年四月十八日午前六時卅分 千嶋探検ノ事ニテ井上内相ニ謁ス 時ニ警保局長秘書官座ニアリ 千嶋回答ヲ終ヘ話次琉球ノ事ニ及フ 内相謂フ 昨年中内地輸入糖ノ総金額凡九百余万円ノ多キニ上ル 而シテ内地現況産糖年々減却ス 是レ輸入糖益増進ノ勢ヲ逞スル所以ナリ 國家若シ我カ南嶋ノ糖業ヲ擴張シテ該輸入ニ当ルノ見込アルヤ否ヤ 今日ノ計ヲ慮ルニ琉球諸嶋ノ探求ヲ要スルノ急務ナルヲ感知セリ 依テ若シ笹森氏ニシテ家事差障ナクハ此調査ヲ屬托セン 応セン如何ト 余云 南嶋ノ事ハ元ヨリ望ム所也 然トモ如何セン 身ハ東國僻遠ノ寒地ニ生長シ南方温暖ノ事ニ習ラハス 曩ニ大日本農會ノ時々糖業ノ談ヲ聞カサルニアラス 然トモ砂糖ハ木ニ成ルヤ草植物ニシテ寒地ニ適セサルヨリ元ヨリ聞流シ見流シ毫モ意ニ介セス 今日迄砂糖ハ木ニ成ルヤ草ニ成ルヤ種別サヘ知ルニ由シ無シ 宜シク南人其事ヲ解スル者ヲ撰フニ適応ノ人アルヘシ 尚オ熟考ノ上御答ニ及ハント辭シテ帰ル 帰途品川子爵ニ語ル 某曰ク内相今日ノ言果シテ子爵ノ媒介ニ成ルカ 子爵曰ク予数日前帰京セルノミ 未タ面セス 何ソ論談ニ及ハンヤト 始メテ内相ノ意タルヲ知レリ 又曰ク前言ヲ申明シテ猶オ夫レニテ苦シカラスハ一分ノ出来得ル丈ケ尽力スルハ至当ナルヘシト 又佐々木伯爵高行ニ至リ問フニ語前言ヲ以テス 伯爵曰ク世人皮想ヨリ内相ヲ種々非難スレトモ多クハ冤ト云ハサルヲ得ス 一箇ノ好人物ニシテ断シテ世評ノ如キニ非

ス 所謂信切過クルヨリ却テ他人ノ失敗ニ係累ヲ受ル少シトセス 豈慨嘆ナラスヤ 帰途金原明善同氏ハ是迄実業上ニ付教ヲ受ケ且ツ事業ノ助ケヲ得タル人也ニ語ル 明善曰ク尋常ノ人ハ周旋シテ内相ノ一声ヲ借ラン事ヲ欲スルニト 例ニヨリ頑然タル特色ヲ顯シ曰僕モ近日宮内省ノ屬托ニヨリ某ノ御料林ヲ巡廻シテ此四五日前帰京セリ 元ヨリ製糖ノ事ハ一個ノ技術ナレハ一二年ノ勉強ニテ知り得ヘキニ非ラサルモ該地方人ニ足下千嶋探検ノ精神ヲ移伝セハ後來間接ニ國家ノ益トナルヘシ 且ツ當今ノ弊ハ議論多クシテ実践ニ乏シク事々精神定ラスシテ事々確立スル寡ナシ 抑モ精神移伝ノ事ハ書籍ノ力及フヘキニアラス 此行仮令製糖ニ得ルアラサルモ足下ノ如キハ精神移伝ノ功果ヲ得ルヤ必セリ 以テ行ヘシ以テ行クヘシ 他知己モ亦タ然リ 後数日再ヒ内相ニ謁シ曰製糖ノ事ハ毫モ知ル所ニアラス 知ラス共尙オ為スヘシトアレハ命ヲ奉セン 内相曰ク千嶋探検ノ如クスレハ遺憾無シト 是ヲ余糖業ヲ講スルノ始メトス 唯内相内治百般ノ繁劇ニ当リ忽忙ニ不耐モ一談ノ下タニ國家ノ長計ヲ画セントハ亦敢テ尋常政事家ノ意表ニ出タルニ感シ屬托ヲ謹諾スル所以ナリ 儀助が南島の踏査に従事した直接の動機は以上に尽きているといつてよい。つまり、儀助は、輸入糖を抑え国内製糖の振興・増進を図らんとする内務大臣井上馨の委嘱を受けて南島の調査に従事したのである。

事実、儀助は宮古島に於ては役所長吉村貞寛より、全島の糖業状況を聴取し、石垣島に於ては名蔵の中川虎之助の開墾農場や宮良村の田村熊治の開墾農場を実地に訪ねて、製糖の実態をつぶさに調査

し、また白保番所においても島役人大浜用知・宮良直温から同島の産糖情况进行を詳細に聴取している。これらの事実によっても明らかのように、儀助は政府高官井上馨の要請にまっとうに応えているといえる。而も、中川・田村農場及び葛謙栄(元、大島朝仁出身)の桃里村開墾農場を視察した儀助は、その開拓事業を称賛し激励している。かつて辛酸をなめつつ己が経営した農牧社を国土の南境に見る想いであつたにちがいない。

『南嶋探験』に付いて見るに、儀助はいたる所で、農耕・牧畜・植林・果樹栽培・水産等の実状を調査し、開墾可能な原野や着手すべき事業の発見につとめている。また西表島では外離・内離島の炭鉱現場を訪ね、その規模・採掘状況等を調査し、船浮・御座岳では鉱脈や美竹を発見している。従つて、儀助の南島踏査は、一つには、国土の資源開発と殖産興業の振興を図るための調査であつたといえる。

儀助は巡回の際して各地で与人・頭・掟等多くの島役人に出会っているが、随所で彼らの卑屈さと業務の怠慢を指摘し、その徒食ぶりを批判している。これは旧体制に依存して寄食する彼らの存在を否定的にとらえているからであるが、このような旧慣残存の観察調査に平行して旧慣改革の進行状況や改革の断行によつて生起する矛盾を鋭くとらえているのも事実である。儀助がこの旧慣温存の代表的なものとして、最も批判の対象に据えているのは先島の人头税であるが、例えば与那国赴任の与人によつて強制的に賄女(実態は妾)にさせられた娘の悲劇や名子制度を廃された宮古の旧土族の憤懣

等を記録しているのも、それらを旧慣の残滓と改革に伴う矛盾としてとらえているからである。前述の対清関係の調査・記録についても旧体制(旧勢力)残存の実態としてとらえていることはいうまでもない。

このように見てくると、儀助の南島踏査の目的の一つは、所謂琉球処分(明治十二年)後に於ける、現地の政治・行政の内情を探ることにある。それは、いうまでもなく政府の意図する沖縄近代化の推進を図るためであるが、この踏査の重要な目的の一つに、国防状況の調査があることも見落してはならない。

儀助は慶良間群島阿護浦や西表船浮港が良港たるを発見し、阿護浦に那覇防備のための軍港を、船浮には帝国海軍南洋第一の要港を浚渫すべしと主張する。かくて大東島の探検と国標建設を放擲して願ぬ政府を痛烈に批判しているが、沖縄が国境としての位置にあり、しかも日清戦争開戦の直前であることから考えても、このような軍備・国防の問題は、政府にとつても緊要の課題であつたことが容易に推察できる。

ともあれ、以上に抛つて、儀助のこの南島踏査が、明治政府の政策にみごとに対応し、政府高官の命に忠実に応えていることを明記しておきたい。更にいえば、儀助が有能な行政官として高く評価する県知事奈良原繁から、何らかの内命を受けていた形跡のあること(8)も加えておきたい。

自ら記しているように、芭蕉布一衣に草鞋がけ、洋傘さしたるいでたちで、各地を巡回したとすれ

ば、儀助の南島行は確かに或種の「糞し」である。だが、例えば江川坦庵糞しの甲州巡検(天保八年)などに比すれば、己が存在をあらわに見せ過ぎているといえる。那覇に在っては県官吏を初め諸役所吏員の世話によって調査を進め、郡部に在っては、主として警官の先導によって各地を巡視しているからである。番所等の村役人が懼れをなすのも一面当然としなければならぬ。彼は明らかに中央政府から派遣された巡察使である。柳田翁の儀助評に従い難い一面である。

『南嶋探検記発端』は冒頭から日本の外交問題が論じられ、所謂ペリー来航(一八五三年)以来、不平等条約の締結等によって、日本が諸外国の「殆ント付庸ノ国ノ如」き状態におかれていたと慨嘆する。そして、ロシアのシベリヤ鉄道敷設やイギリスの巨文島占領も東洋攻略の一環としてとらえ、日本の北境と南境の警備強化を主張する。また「地価修正・地租軽減・民力休養」の政治スローガン(民党)を「政府乗取」を図るための「愚民ノ欲心ヲ買フノ手段」だとして、これを退け、維新後の官吏が「備根情たること、在野政事が歐化一辺倒たるを憤激する。かくて、儀助は、自己を「草莽一介の士」と規定し、皇恩に報い、己が余生を国益増進に捧げんため、この南島行を謹諾したと述べている。

明らかに、儀助は政府の外柔内硬政策と民党の軍事費削減策に反対の立場をとる、国粹的な愛國の士である。事大主義的な彼の思想がいかに無効であったかは今時大戦の沖繩の悲劇を見ても極めて明瞭であるが、ただそのような彼の立場に立てば、国防問題と民情(後述)にかかわる叙述が痛烈な政府

(政治)批判として展開されたのも当然であったといえる。

幕藩体制の瓦解を身を以って体験し、維新後の地方官吏の職をも捨てて、辛酸をなめつつ旧士族授産事業(農牧社)の経営に十年余の歳月を費してきた儀助にとっては、開国は外国の侵攻としてしか映らず、国家崩壊の危機意識を強く持つに到っているのであるが、そういう彼の意識からすれば、藩閥政府と議会議員の立ち遅れを痛感するのも当然であろう。第一帝國議會に失望し、農牧社をも捨てて明治二十四年四月旅に出た彼は「(政事家の)為す所を見れば兎戯に等し」(貧旅行之記)とも述べている。新たな国家の再編の原動力が民衆の生産力にあることとその「実況」をつかむための旅が所謂貧旅行であったと考えられる。南島踏査に於ても、辺境の民情視察に重点を置いているのは注目されてよい。曰く、「最下層ノ人情風俗ヲ實際ニ認メ即チ世人ノ唱道スル民情視察」に主眼ありと。かくて、この民情視察を最も徹底的に実施しているのは、先島に於てであるが、例えば、人頭税の重税によって廃村寸前に追い込まれている石垣島名蔵村(六戸)の荒廃状態を実見し、その荒廃が四箇村旧士族(現・村役人)の徴税によることを指摘しつつ、次のように述べている。

六戸ノ荒敗ハ番所ノ荒敗ヨリ甚シク他府県ニハ決シテ見ルヘカラサル現況也 尚ホ正租民費共人頭ニ賦課シ徴収シ絶テ免税ノ典ナシヘ然レトモ県庁ニ対シテハ未納ノ貢租ナシト云フ 噫之ヲ支那ノ琉球トシテ見レハ関心ナカルヘキモ日本帝國ノ臣民 陛下ノ赤子トシテ有情ノ人ヲ以テコレヲ見レハ痛哭スルモ猶足ラサル也此窮民真ニ憐ムヘシ 先嶋群嶋總テ此觀ナリ 然ラハ則チ

地租軽減ト云ヒ地価修正ト云ヒ民力休養ト云フ 皆我カ大ヒニ富メル人民ニ向テ喋々スルノミニ
シテ如斯琉球嶋民ニ向テ休養モナク改正モナキハ豈憫然ノ至ナラスヤ 仰願クハ当路ノ人幸ニ猛
省スル所アレ (七月九日の条・へ内は削除部)

このように、貧困にあえぐ先島々民の生活実態をつぶさに実見し、その原因が人頭税の収奪による
ことを鋭くとらえているが、中でも西表島々民の生活については、この重税に加え瘴癘毒(マラリヤ)
の被害あり、殆ど極限状況に追い込まれていることをつきとめていっている。そして、儀助は「予西表嶋十
四ヶ村一千二百十四人ノ有病地 則避病院人民ニ代リテ天下ニ訴フ 嗚呼 経費節減ノ弊爰ニ至ルカ
識者猛省スル所アレ」(七月十八日の条)という。つまり、儀助は経費節減の美名に隠れて実なき議
論に終始する帝国議會と辺境島民の救済を何ら考えぬ政府の無策を痛烈に批判しているのである。赤
貧極まる高那村僅か七戸に課せられた重税の実額を記し、「右の割合ヲ以テ男女十五歳以上五十歳迄
右ノ分頭税ヲ免ルニ能ハス 男ハ終年耕セトモ唐著(薯)尚ホ飽ク能ハス 女ハ終年織ルモ縵纒尚ホ
身ヲ掩フ能ハス 古人云フ 一夫所ヲ得サレハ是レ我ノ罪ト 今ノ政事家此赤子ヲ如何トスル」とい
い、また水田なき新城島・黒島々民が貢納のため西表島南風見に於て合宿耕作に従事、食料尽きて困
窮せる実状を記し、「噫 我カ同胞中ニ己カ居嶋ニナキ水田ノ貢租ヲ納ル人民アルヲ知ルヤ否ヤ」(七
月十九日の条)ともいう。

このように、極貧にあえぐ辺境の民衆の生活実態を記した箇所は、その大半が儀助の鋭い政治批評
として表現され、民衆の救済と民力の向上を熱望する儀助の真情が吐露されている。従って、稿本
『南嶋探験』は政府への復命書の草稿でありながら、無告の民に代って、辺境民の声を天下に訴えた書
であるともいえる。この書が我々に感銘を与えるのも、儀助の生々しい南島体験の形象に相俟って、
このような批評が内在するからであるが、そうした性格は、翌明治二十七年の調査に係る『一木喜徳
郎書記官取調書』と比較すれば一層明瞭である。つまり、『取調書』は筆者の私見をはさまぬ政府側
の行政調書だからである。

だが、儀助のこの激烈な批評が、中央の政・官界及び県当局を刺戟し、物議をかもし危険性をはら
んでいるのも事実である。校訂者はそのような配慮から前述したように、儀助を忌憚なく批判して露
骨な表現を抑え、自ら南島の民俗や史実等を補説したものと考えられる。

儀助の南島踏査の目的の一つに、所謂古琉球の歴史と民俗に関わる調査があったのはいうまでもな
い。彼は各地に残る遺蹟や碑文・文書等を丹念に調査・記録し、また宗教や祭祀、年中行事や風俗習
慣、口碑伝説、民具等を精査して、琉球王国の歴史とその全体像の把握につとめている。『南嶋探験』
に記された、これらの記事は、当時としては精覈を極めたものであり、而も歴史・民俗の基本的資料
を網羅している点において、沖縄の総合的な民族誌の一つとして今後になお有効であろうと思われ
る。柳田国男によれば、『南嶋探験』が学術資料として読みなおされるようになったのは、実に儀助
歿(大正四年)後であったという。

ところで、稿本『南嶋探験』の校訂者は誰か。如上の校訂者補説部分(挿入付箋・書入れ)の内容を見ても、この校訂者は、明らかに、現地沖繩を訪ね、その地理・風俗・歴史・言語・民情等を熟知していた識者である。儀助を評して「只惜ムラクハ調査ノ日浅クシテ其真相ヲ究ムル遺ナカリシニ婦セスンバアラス 頗ル遺憾トスル所ナリ」(前掲)ということばは、この校訂者がいくたびか南島の調査に従事していたことをうかがわせるが、その校訂者が次のように補筆していることは極めて注目に価する。

谿水皆暗赤色ヲ呈シ一見シテ其害アルヲ知ル 独リ此山中ノミナラス西表島山中ノ河水概ネ暗濁ニシテ其清メルモノ殆ント希レナリ 此島ヲ過ルモノ是、此汚水ニ浸潤セハ忽チ癩氣ニ感スト土人亦此水ヲ恐ル、コト甚シ……

(本文一五二丁ウ挿入付箋)

これは、儀助らが西表島仲間川を遡り、艱難辛苦の末、御座岳の登攀に成功した七月二十三日の事に補筆したものであるが、これによって明らかなのは、この校訂者が西表島を訪れその自然を実見していること、のみならず自らまたこの御座岳の探検にいどんでいるということである。御座岳から仲良川に向かう人跡未踏の山中の谿水を「皆暗赤色ヲ呈シ一見シテ其害アルヲ知ル」と記している

のは、それを実見した者でなければ表現できぬからである。

さらにいえば、この校訂者は、上京した儀助に、架蔵の『中山世鑑』を見せている。校訂者自ら書入れて次のように記しているからである。

余帰京後或人ニ就キ世鑑ヲ見タルニ仮名交リノ文体序文ハ假文体ナルモニシテ頗ル平易ナリ 今試ニ其一節ヲ抜抄ス

今ノ王城ヲ首里ト申スハ昔天孫氏初テ天降り遍ク諸国ヲメクリ城ヲ築給ヘキ地ヲ擇給ケルニ今ノ王城可益地ナントテ初テ経営シ城ヲ築給ケル間首里トハ申也

其序文ヲ左ニ挙ク

(本文三二〇丁ウ)

いうまでもなく、これは校訂者が儀助に代って記したものであり、文中の「余」とは儀助を指し、「或人」が校訂者である。右のあとに引用された『琉球国中山世鑑』序(九月二十日の条に掲載)も、校訂者が原本から転写した紙片を挿入したものである。従って、明治二十六・七年当時、この校訂者は在京していた人物である。

儀助の記すところによれば、これまでに人跡未踏の山脈を踏破して、西表島横断を成し遂げたのは田代安定(10)と田村熊治(元・県属)のみだという。特に田代安定については、この踏破の折、山中に三泊し、瘴癘毒に罹り、西表島南風見村に五、六十日滞留したとも記している。

『また、田代自身、「予三回同島ニ入り土宜民情ヲ詳悉ス一八十五年二八十八年ヨリ十九年四月ニ至

ル 三ハ帝国大学ノ調査員資格ニテ 其調査書五十余冊測量図十余枚」(八重山群島取調始末摘要)と述べ、また「入表島ハ石垣島ハ七八里卯辰ニ位シ瘴癘氣最モ多シ 之ヲ医員ニ質スニ其病症ハ印度台湾ニ流行セル麻刺利亞熱ナルモノニシテ凡ソ熱帯国ノ深山曠澤ヲ扣ヘタル地ニハ必ス此症アリト云フ」(神代先島廻覧意見書・明治十五年十二月)とも記している。儀助が沖繩へ発つ以前に東京で、南島調査準備のため教示を受けたのも田代安定である。儀助はこの時のことを「該地ノ事実ヲ質問シ益ヲ得ル事他ノ比較スヘキナシ」(五月十三日ヨリ二十三日の条)と記しているが、田代も亦、儀助に自筆の『沖繩県下八重山群島急務意見目録』等を見せて教示を与えている。

以上によつていえば、この校訂者は田代安定以外にはなく、このことはまた筆蹟に徴しても指摘できる。⁽¹¹⁾ おそらく儀助は、明治二十七年二月下旬から三月上旬頃の間、弘前で仕上げた『南嶋探験』の稿本を持して上京し、田代安定に校訂を請うたものと思われる。そして、田代の意見を容れて、修正・削除を施し、刊本『南嶋探験』の定稿をまとめ上げたものと考えられる。ただ、この書に序を寄せた、時の文部大臣井上毅がこの稿本を一読していた形跡のあることを付記しておきたい。稿本冒頭の付箋に次いで、挿入貼布されている序文の前書が、そのことを記しているからである。

ここでは、以上を誌すにとどめる。尚、『南嶋探験』の結論たる「南嶋事務私見」には、その底本に『南嶋事務私見概目』があり、この『概目』には三種がある。これら三種の相互関係については後稿にゆずる。

注

- (1) 拙稿「笹森儀助と南嶋探験」(『新沖繩文学』37号)
- (2) 輪王寺宮公現親王。一八四七—一八九五。崇光天皇の後胤、伏見宮邦家親王の第九王子。安政五年輪王寺に入り、慶応三年座主。明治二年遠俗、能久と改名。明治五年弟智成親王薨じ、北白川宮第二代を継ぐ。明治二十五年陸軍中将となり、第六師団長・近衛師団長を歴任。日清戦役後、台湾守備を拝命して任じたが、明治二十八年十月二十八日台南に薨じた。
- (3) 原本の記すところによれば、これら三つの派閥はいずれも藩政復旧をめざすも、黒党は、旧沖繩土族が中心をなす保守的親清派で、新たな王の即位を企てる集団。頑固党は旧土族が中心をなすも日清両属主義をとり尚氏の復旧を図る。主領知花朝章。開化党は日本専属主義、開化進歩に従事。
- (4) 原本、五月十三日—二十三日の条に、「日本新聞社長羯南居士陸實氏ハ同郷ノ旧知己ナリ 余出遊の目心得ヲ問フ 答 取調項目ハ昨年贈ル所ノ千嶋探験ノ目ニ準スヘント 但琉球ニ於テハ支那トノ関涉如何ノ如キ実ニ今日ノ要点ナルヘント」(へ)内は削除部分)とある。また、六月十五日の条末尾に「本日東京桜田大我子ヨリ書簡至ル 是ハ東京出起ノ際羯南陸氏ニ質問ノ答書ニシテ其大意支那ノ関係尤モ注意スヘントナリ」ともある。
- (5) 前注(一)に同じ。
- (6) 本文一六二丁オ八行下に「右筆記ハ十二月卅一日」と書入れがある。のち削除。
- (7) 一八五九—一九二六 事業家・政治家。徳島県板野郡神宅村に中川政二郎の三男として生る。家は代々酒造と製糖を業とす。明治十三年、「製糖建白書」を内務卿松方正義に提出、砂糖の国産保護を要請した。翌十四年、内国勸業博に砂糖を出品、受賞。同博覧会で沖繩出品の長大な甘蔗を見、翌十五年、沖繩本島・八重山を視察。明治二十五年石垣島を開墾、中川農場を興した。二十八年八重山糖業株式会社を興し、のち台湾に中川和白糖製造所を設立した。

- (8) 原本、五月二十七日の条に、「前夜沖繩県属川口鉾三へ来リ知事ノ内意ヲ帯ヒ余ト同行ス」とある
 (へ)内、後に改筆)。
- (9) 柳田国男「島の三大旅行家」を参照されたい。
- (10) 一八五七—一九二八 薩摩藩士の子として、現・鹿児島市加治屋町八一四に生まる。内務省雇博物館掛・鹿児島県勸業課陸産係を歴任。明治十五年四月、農商務省の依頼を受け沖繩へ出張。同十七年、ペテルブルグの万国園芸博覧会に出席。翌十八年六月、沖繩再訪。十カ月余、調査に従事。西表島に於てマリアに罹り病臥、逗留。『沖繩県下八重山群島急務意見書』を政府に提出。容れられず明治十九年官を辞した。翌二十年、東京帝大調査員として八重山に渡る。明治二十七年日清開戦に伴い渡台。以後三十年余、駐台。昭和三年、故郷に没した。
- (11) 例えば、『佐田紀行』(自筆本・国会図書館伊藤文庫蔵) 参照。
- (12) 「慨気老年猶未竭。孤船破波凹凸。已窮千島毛人区。又向南洋探月窟。説 笹森先生所著琉球探験記」